

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
12	常滑市 母子保健事業の実施等に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

常滑市は、母子保健事業の実施等に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

常滑市長

公表日

令和8年3月25日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	母子保健事業の実施等に関する事務
②事務の概要	<p>母子保健法に基づき、保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊婦の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給又は費用の徴収、健康診査等に関する情報の提供の求めに関する事務を行う。</p> <p>市町村においては、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>①妊娠の届出の受理とその審査 ②妊娠の届出したものに対し、母子健康手帳の交付 ③妊産婦、その他配偶者又は乳児、幼児の保護者に対して、妊娠、出産又は育児に関し、保健指導の実施 ④妊産婦、乳児、幼児に対し、健康診査の実施と受診の勧奨 ⑤妊産婦に対し、健康診査の結果をもとに訪問指導の実施と診療の受診の勧奨 ⑥新生児の訪問指導の実施 ⑦2,500g以下の低体重児の届出の受理とその審査 ⑧未熟児の訪問指導の実施 ⑨養育のための病院、診療所に入院することを必要とする未熟児に対し、養育医療に要する費用を支給 ⑩養育医療の給付に要する費用について徴収に関する事務 ⑪健康診査の実施 ⑫こども家庭センターの母子保健事業の実施に関する事務</p> <p>子ども・子育て支援法に基づき、以下の事務を行う。</p> <p>①妊婦等包括相談支援事業に関する事務</p>
③システムの名称	健康管理システム（母子保健）
2. 特定個人情報ファイル名	
母子保健ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表70及び127の項 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第40条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表14の2・70 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（令和6年デジタル庁/総務省令第9号）第2条 表95
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	こども健康部健康推進課
②所属長の役職名	健康推進課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部総務課 住所：常滑市飛香台3丁目3番地の5 電話番号：0569-47-6101（直通） ファックス番号：0569-35-4329（直通）
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	こども健康部健康推進課 住所常滑市飛香台三丁目3番地の3 電話番号：0569-34-7000（直通）
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年11月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年11月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
<input type="checkbox"/> 基礎項目評価書 <input type="checkbox"/>		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/>	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/>	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/>	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 <input type="checkbox"/> 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/>	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) <input type="checkbox"/> 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/>	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 <input type="checkbox"/> 接続しない(入手) <input type="checkbox"/> 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/>	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/>	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [○] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		

9. 監査	
実施の有無	[] 自己点検 [<input checked="" type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	[9) 従業員に対する教育・啓発] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	事務取扱者へ研修を行っている。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年10月15日	I 3法令上の根拠	別表第一「49」	番号法第9条第1項 別表第一の49 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用	事後	
平成28年10月15日	I 4②法令上の根拠	別表第二「17、18、19」	番号法第19条第7号 別表第二の17・18・19 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用	事後	
平成28年10月15日	I 5①部署	福祉部保健予防課	福祉部健康推進課	事後	
平成28年10月15日	I 5②所属長	保健予防課長 山田 敬子	健康推進課長 山田 敬子	事後	
平成28年10月15日	I 8連絡先	福祉部保健予防課 住所:常滑市新開町五丁目62番地	福祉部健康推進課 住所:常滑市飛香台三丁目3番地の3	事後	
平成29年5月1日	公表日	2016/10/15	2017/5/1		
平成29年5月1日	I 5②所属長	健康推進課長 山田 敬子	健康推進課長 入山 佳代子	事後	
令和1年5月17日	I 関連情報	健康推進課長 入山 佳代子	健康推進課長		
令和1年5月17日	IVリスク対策		様式変更による追記		
令和4年10月1日	I 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	総務部総務課 住所:常滑市新開町四丁目1番地 電話番号:0569-47-6101(直通) ファックス番号:0569-	総務部総務課 住所:常滑市飛香台三丁目3番地の5 電話番号:0569-47-6101(直通) ファックス番号:0569-35-	事後	
令和6年11月26日	I 5①部署	福祉部健康推進課	こども健康部健康推進課	事後	
令和6年11月26日	I 8連絡先	福祉部健康推進課 住所:常滑市飛香台三丁目3番地の3	こども健康部健康推進課 住所:常滑市飛香台三丁目3番地の3	事後	
令和6年11月28日	I 5①部署	福祉部健康推進課	こども健康部健康推進課	事後	
令和6年11月28日	I 8連絡先	福祉部健康推進課 住所:常滑市飛香台三丁目3番地の3	こども健康部健康推進課 住所:常滑市飛香台三丁目3番地の3	事後	
令和6年11月28日	II しきい値 対象人数の時点	平成26年12月3日	令和6年11月1日	事後	
令和6年11月28日	II しきい値 取扱者数の時点	平成26年12月3日	令和6年11月1日	事後	
令和6年11月28日	IVリスク対策		様式変更による追記	事後	
令和6年11月28日	公表日	令和4年11月28日	令和6年11月28日	事後	
令和6年11月28日	I 3法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の10 行政手続における特定の個人を識別するための番号の 【情報照会】	番号法第9条第1項 別表70 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用	事後	
令和6年11月28日	I 4法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二 16の2項、17項、18項、	番号法第19条第8号 別表14の2・70 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用	事後	
令和7年11月12日	II しきい値 対象人数の時点	令和6年11月1日	令和7年11月1日	事後	
令和7年11月12日	II しきい値 取扱者数の時点	令和6年11月1日	令和7年11月1日	事後	
令和7年12月10日	IVリスク対策		8 人手を介在させる作業、11 最も優先度が高いと考えられる対策	事後	
令和8年3月24日	I 1②事務の概要	母子保健事業は、母子保健法により保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊婦の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるものである。 市町村においては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①妊娠の届出の受理とその審査 ②妊娠の届出したものに対し、母子健康手帳の交付 ③妊産婦、その他配偶者又は乳児、幼児の保護者に対して、妊娠、出産又は育児に関し、保健指導の実施 ④妊産婦、乳児、幼児に対し、健康診査の実施と受診の勧奨 ⑤妊産婦に対し、健康診査の結果をもとに訪問指導の実施と診療の受診の勧奨 ⑥新生児の訪問指導の実施 ⑦2,500g以下の低体重児の届出の受理とその審査 ⑧未熟児の訪問指導の実施 ⑨養育のための病院、診療所に入院することを必要とする未熟児に対し、養育医療に要する費用を支給 ⑩養育医療の給付に要する費用について徴収に関する事務 ⑪健康診査の実施	母子保健事業は、母子保健法に基づき保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊婦の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給又は費用の徴収、健康診査等に関する情報の提供の求めに関する事務を行う。 市町村においては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①妊娠の届出の受理とその審査 ②妊娠の届出したものに対し、母子健康手帳の交付 ③妊産婦、その他配偶者又は乳児、幼児の保護者に対して、妊娠、出産又は育児に関し、保健指導の実施 ④妊産婦、乳児、幼児に対し、健康診査の実施と受診の勧奨 ⑤妊産婦に対し、健康診査の結果をもとに訪問指導の実施と診療の受診の勧奨 ⑥新生児の訪問指導の実施 ⑦2,500g以下の低体重児の届出の受理とその審査 ⑧未熟児の訪問指導の実施 ⑨養育のための病院、診療所に入院することを必要とする未熟児に対し、養育医療に要する費用を支給 ⑩養育医療の給付に要する費用について徴収に関する事務 ⑪健康診査の実施 ⑫こども家庭センターの母子保健事業の実施に関する事務 ⑬健康診査等に関する情報の提供の求めに関する事務 これらの事務に関して、番号法に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照会を行う。	事後	
令和8年3月24日	I 4②法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表十四の二・七十 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条の3、第13条、第13条の2	番号法第19条第8号 別表14の2・70 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁/総務省令第9号)第2条 表95	事後	
令和8年3月25日	I 1②事務の概要	母子保健事業は、母子保健法に基づき保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊婦の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給又は費用の徴収、健康診査等に関する情報の提供の求めに関する事務を行う。 市町村においては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①妊娠の届出の受理とその審査 ②妊娠の届出したものに対し、母子健康手帳の交付 ③妊産婦、その他配偶者又は乳児、幼児の保護者に対して、妊娠、出産又は育児に関し、保健指導の実施 ④妊産婦、乳児、幼児に対し、健康診査の実施と受診の勧奨 ⑤妊産婦に対し、健康診査の結果をもとに訪問指導の実施と診療の受診の勧奨 ⑥新生児の訪問指導の実施 ⑦2,500g以下の低体重児の届出の受理とその審査 ⑧未熟児の訪問指導の実施 ⑨養育のための病院、診療所に入院することを必要とする未熟児に対し、養育医療に要する費用を支給 ⑩養育医療の給付に要する費用について徴収に関する事務 ⑪健康診査の実施 ⑫こども家庭センターの母子保健事業の実施に関する事務 ⑬健康診査等に関する情報の提供の求めに関する事務 これらの事務に関して、番号法に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照会を行う。	母子保健法に基づき、保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊婦の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給又は費用の徴収、健康診査等に関する情報の提供の求めに関する事務を行う。 市町村においては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①妊娠の届出の受理とその審査 ②妊娠の届出したものに対し、母子健康手帳の交付 ③妊産婦、その他配偶者又は乳児、幼児の保護者に対して、妊娠、出産又は育児に関し、保健指導の実施 ④妊産婦、乳児、幼児に対し、健康診査の実施と受診の勧奨 ⑤妊産婦に対し、健康診査の結果をもとに訪問指導の実施と診療の受診の勧奨 ⑥新生児の訪問指導の実施 ⑦2,500g以下の低体重児の届出の受理とその審査 ⑧未熟児の訪問指導の実施 ⑨養育のための病院、診療所に入院することを必要とする未熟児に対し、養育医療に要する費用を支給 ⑩養育医療の給付に要する費用について徴収に関する事務 ⑪健康診査の実施 ⑫こども家庭センターの母子保健事業の実施に関する事務 子ども・子育て支援法に基づき、以下の事務を行う。 ①妊婦等包括相談支援事業に関する事務	事後	
令和8年3月25日	I 3法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表70 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第40条	番号法第9条第1項 別表70及び127の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第40条	事後	